

令和3年度奨学一時金受給者の募集について

【目的】

黒石市民財団では令和3年度に下記の応募資格のある学生に対して、学費の一部を支援する目的で奨学一時金を支給します。

【応募資格】

黒石市内の各小学校または中学校を卒業して、令和3年4月1日以降に、大学院、大学、短期大学、専修学校に在籍している学生。

ただし、過去に財団の奨学一時金を受給したことのある方及び当市民財団の理事、監事、評議員、事務局の子・孫などは対象外とします。

【応募方法】

「私の抱負」をテーマに小論文を提出してください。小論文は800字（A4原稿用紙2枚）以上1,200字（3枚）以内とします。800字以下または1200字以上は審査の対象外とします。原稿用紙はホームページに添付しておりますのでご利用ください。

公益財団法人黒石市民財団のHP (URL) <https://www.kuroishi-zdn.org/>

応募する人は、別紙の申込書と小論文を下記の事務局宛に郵送してください。

【応募期限】

令和3年4月1日から受付を開始いたします。

提出期限は令和3年6月21日（月）財団事務局必着とします。

【支給人数及び支給額】

10名以内とし、7月末までに一人10万円を支給いたします。

【選考方法】

1. 学問分野にとらわれず、向学心の高いと思われる者を優先する。
2. 地域社会に限らず広く社会全般のために貢献しようとする志の高い者を優先する。
3. 他の応募者や過去の応募者の論文と類似性が少なく独自性の高いと思われるものを優先する。

【選考結果】

選考方法に基づき有識者が小論文を審査して受給者を決定し、結果については本人宛に郵便で通知します。

【受給手続】

支給決定の通知が届いたら、すみやかに下記の書類を財団事務局宛に郵送してください。

書類を受理して不備がなければ口座へ振込いたします。

- ・在学証明書（令和3年4月1日以降の原本）
- ・奨学一時金受取りの銀行口座を記載した通帳の表紙等のコピー
（この際、銀行の支店名（読み名）を添え書きして下さい。）

【返済義務について】

当財団の奨学一時金については**返済義務がありません。**

【奨学一時金申込書類および受給手続書類の送り先】

〒036-0325 青森県黒石市青山126番地2
公益財団法人黒石市民財団 事務局
（宛先の住所を間違わない様ご注意ください）

(別 紙)

奨学一時金申込書

令和 年 月 日

公益財団法人
黒石市民財団代表理事 様

私は小論文を添えて下記により黒石市民財団の奨学一時金の支給を申し込みます。

記

(ふりがな)

1. 氏 名 : _____

2. 現住所と郵便番号 (〒 -)

住 所 : _____

アパート・マンション等の名称 : _____

3. 卒業した小学校名とその卒業した年月 (年度ではない)

小学校 ・ 平成 年 月卒

4. 卒業した中学校名とその卒業した年月 (年度ではない)

中学校 ・ 平成 年 月卒

5. 令和3年4月1日現在、在籍している学校の名称および専攻科名と学年

(学校名)

(専攻学科)

(学年)

(在学先の卒業予定年月) 年 月卒

6. 親権者の氏名 (父または母等の続柄)

(氏名)

(続柄: _____)

7. 親権者の住所、電話番号

(〒 -)

住 所 : _____

【親権者の電話番号】 - () -

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的について

当財団は以下の目的で連絡先情報を利用させていただきます。

1) 奨学一時金の受給に関わる連絡の為、応募者のお名前、住所などの情報を利用させていただきます。

2) 本事業の今後の運営の参考とする為、受給者の進路等を調査する目的で親権者のお名前、住所、電話番号などの情報を利用させていただきます。

2. 個人情報の管理について

ご連絡いただいた情報は厳重に管理し、個人情報への不正なアクセスや情報の紛失、漏洩等が起きないように安全対策を講じます。

3. 個人情報の開示について

当財団は応募者ならびに親権者の同意がない限り個人情報を第三者に開示することはありません。